

消食表第634号  
平成29年12月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
（公印省略）

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の一部改正について

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品の届出を行う際の指針については、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知）を策定しているところです。

今般、機能性表示食品制度の施行後、事業者等からの問合せ及び届出資料において不備が多い事項のうち、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に明確に記載すべきと判断した事項について、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、貴管下関係者等への周知をお願いします。

なお、本日より本ガイドラインによる運用となりますので、ご留意の程よろしくお願いします。